

第17回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

日 時：平成20年6月4日（水） 18：00～20：00
場 所：箱根町役場 分庁舎 第5会議室
出席者：策定委員 芝、小川、川口、小林、高畠
敬称略 箱根町 秋澤、鳥居、吉田
サ-ハ^イリサ-チンター 一杉

1 挨拶

委員長

3月に条例素案を町長へ報告して以来、久しぶりの策定委員会であるが、欠席の方もおり、さびしい感じではある。提出した素案について、町側で法制的な修正を行ったとのことなので、皆さんに報告して、疑問等があれば遠慮なく質問していただきたい。疑問点は最後まで詰めていくということで進行していきたい。

2 箱根町自治基本条例案について

委員長

議題1の箱根町自治基本条例案について事務局から説明をしてもらう。

事務局

町議会6月定例会に提出する条例案について説明をする。以下、例規調査会における修正箇所について確認をしていく。

- ・前文は、一行目「天下の嶮 箱根」の「嶮」の字が常用漢字でないため「ルビ」をふることにした。また、その後の言い回しについては、元は「美しい山なみ」が先にきていたものを、町民憲章との整合を図り「富士を映す」を前に出した。
- ・第10条は、「地域コミュニティ」についての説明があった方が、より条文の解釈が進むとの判断から、カッコ書きで定義を加えた。同様の方法は川崎市や

平塚市でも用いられている。

・第13条は、元は「この条例及び法令」となっていたが「この条例」と限定せず、あらゆる法令及び条例を順守する必要があるため「この」を削り、「法令」前に出した。

・第14条は、町民に限らず、何人も行政文書の公開請求ができるため「町民の請求に応じて」を削った。

・第17条は、細かい修正だが「機能的な」の後に点を入れた。

・第18条は、第2項の後段を削った。町は条例に基づき「財政状況の公表」を年2回、6月と12月に行っており、その中で、予算の編成及び執行に係る情報も負債の状況などと合わせ、総括的に公表する形をとっている。そのため「財政状況に係る情報」には、予算の編成や執行に係る情報も含まれているため、条文の方も、後段を削らないと内容的に重複してしまうので削除をしたものである。

・第20条は、行政評価の結果は「事業などの推進」に反映させると表現するよりも、もう少し大きく捉え「まちづくり」に反映させると表現した方が適切であるとの判断から修正をした。第3条の「用語の定義」を確認すると、まちづくりは「町民一人ひとりが日々幸せを実感できるまちにしていくための、あらゆる活動及び事業」としており、ここには当然「事業」も含まれていることから、内容を変えたのではなく膨らませた形である。また、その後の「に」、次条(第21条)の「て」については、「てにをは」の修正ということで削除した。

・第23条の第2項は、情報公開と同じく「審議会」などの会議の公開は「会議の公開に関する要綱」で町民に限定していないため「町民に」を削除した。

・第25条については、第3項を削除し、第1項の中に埋め込んだ形に修正した。本条例に定める「住民投票制度」は、町長が民意反映のため住民投票を実施するには、事案に応じて条例を定め、「住民投票の実施」と「投票方法」などの詳細について、本町の最高意思決定機関である町議会の議決を得なければ

ならないものである。そのため条文の構成としては、項を分け「別に条例で定める」とするのではなく、第1項に「条例を定め」とする必要があることから修正を加えたものである。

・「国際観光地」という策定委員会でも力を入れた、本町のアイデンティティを表す条文は、その章の先頭に持ってきた方が良いとの考え方から、第26条と第27条を入れ替えた。

修正箇所については以上である。

- 委員 修正内容に異議はない。第3条の定義では「町」や「町政」などの後に「とは」が付かないが、一般町民は理解できるだろうか。
- 事務局 同様の指摘は、以前の策定委員会でもあったが、法制上のルールで致し方のない部分なのでご了承いただきたい。今後、町民に示すときには、極力わかりやすく説明していきたいと考えている。
- 委員 第14条の「情報公開」については、町民以外にも情報を求めることができるということか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員 第23条の「審議会など」とは、他にどのようなものがあるか。協議会などだろうか。
- 事務局 ご指摘の協議会も該当する。大まかには委員が所属されている社会教育委員などの附属機関等を指す。
- 促進役 「附属機関」などは、行政用語であるため、今回はできるだけ分かりやすい言葉として「審議会など」とした。
- 委員長 第11条第3項の「開かれた議会」という表現は抽象的であるが、条文として前例はあるのだろうか。

- 事務局 具体的な規定をしている条例や規則が多い中、あまり用いられない表現ではあるが、理念的な規定をしている部分で「開かれた町政」などの言い回しが用いられているものはある。
- 委員長 これに関して、例規調査会では意見はなかったのか。「開かれた議会」という言葉では具体性もなく、議員一人ひとりの受け取り方が違ってしまわないか。質問があった場合には、何と答えたらいいのだろうか。
- 事務局 俗に言う「開かれた」という言葉は、議会活動に関する情報をわかりやすく提供するということである。
- 委員 「開かれた」はダメ押しであり、より議会に義務を課すような意味合いもあるのではないだろうか。
- 促進役 平成19年10月に検討した資料の解説に載せてあるように、第11条「このような議会活動に関する情報を町民にわかりやすく提供して、開かれた議会運営に努める旨を規定する。」ということで議論をしてきた。町議会の責務として議会に関する情報を町民にわかりやすく提供するということを示している。
- 委員長 例えば、神奈川県などの自治基本条例ではどうか。「開かれた」という言葉は箱根独自のものか、こういう表現はよくあるものなのか。
- 促進役 平成18年度の報告書に他市町村の条例を参考にまとめているが、使われている事例はある。行政改革や総合計画の中でも、「開かれた行政運営、財政運営等」とあります。
- 委員長 例規調査会では、他に指摘はなかったのか。
- 事務局 指摘は他にもいろいろとあった。しかし、自治基本条例については、例規調査会のメンバーも町民と協働で作り上げたものだとの認識をしっかりとっており、極力、法制的に修正しなければならない点

のみを直すという考えで審査は進んだ。

また、修正したほうが良いとされたものについても、本策定委員会での検討経緯を説明し、修正しないとした部分もいくつかある。そこは、策定委員の皆さんがこれまで積み重ねてきた議論の結果を代弁したつもりである。

企画課長 例規調査会では、法制執務の研修を受けている職員から厳しく指摘される部分もあったが、事務局としては、出来る限りのことはしたつもりである。

委員長 国際観光地の規定で、「もてなし」と「おもてなし」のどちらにするかをかなり議論したが、その点はどうだったのか。

事務局 それについては、特に意見はなかった。国際観光地については、職員も誇りに思っている部分であり、当該規定を前に出す案も、そのような中から出たものである。

委員長 今朝の毎日新聞の特集で、「おもてなし」は、「MOTTAINAI」と並び、「OMOTENASHI」と国際的な言葉となっていると書いてあった。訳すことが難しいのであろうが、インターナショナルな言葉になっているのであれば、やはり「おもてなし」にして良かったと思われる。

事務局 策定委員会で深く議論したことの成果だと思う。

委員長 他にはよろしいか。

全委員 異議なし。

3 今後の予定について

委員長 議題2「今後の予定」について事務局から説明いただきたい。

- 事務局 まず、4月から5月にかけて、庁内と町議会検討協議会に条例素案の報告をした。6月は町議会常任委員会に条例案の報告をし、さらに本会議に上程して審議をいただく予定である。そして9月議会は、条例の成立を予定している。この間、委員会に付託され、何回か会議を通して意見を戦わせる形となる。
- また、7月から12月にかけて逐条解説や運用マニュアルを作成し、条例成立後の10月に策定委員会を開催する予定である。成立すると皆さんの任期は満了となる。そして、11月にまちづくり懇談会を実施し、1月に職員研修を開いて庁内への周知を行い、3月には町民向けのチラシを配布する予定である。
- 企画課長 本町では、新規条例の場合、即決にはならない。付託は、議会のスケジュールにもよるので、日程が分かれば随時皆さんにお知らせしたいと思う。11月にまちづくり懇談会を予定していると説明をしたが、皆さんの任期は予定通り行けば、10月に満了となる。まちづくり懇談会についてもご出席していただければ大変ありがたいと思う。できれば任期も延長していただければと考えている。
- 委員長 事務局からスケジュールの説明と任期延長の提案があったが、皆さん、いかがだろうか。まちづくり懇談会は地域ごとに行うのか。
- 企画課長 地域ごとに行う場合、皆さんには5回来ていただく形になる。全町的なものなので、1回で行った方がいいかもしれない。
- 委員長 ごみや道路、マンション建設などが議題なら人は集まるが、自治基本条例では、今までの実績から見ても難しいと思う。フォーラムのように1回の方が良いのではないだろうか。
- 事務局 平成18、19年度も実施してきたので、フォーラム形式が良いかもしれない。

- 委員長 本当に聞きたい人がいれば、学識経験者がいた方が良だろう。
- 企画課長 人が集まるよう工夫するようにと議会からも言われている。
- 委員長 昼夜程度なら、日にちを変えて1か所で行ってもいいが、各地区で行うとなると人が集まらない。
- 事務局 自治会の役員だけが集まる可能性はある。
- 企画課長 町全体で考えるものは全体で、地域それぞれの利害関係などがあれば地域で開催するのが原則である。やはり本件は、フォーラムのような形が良いかと思われる。
- 委員長 前回のフォーラムは、職員が多くいたからよかったが、一般の人は少なかった。
- 企画課長 やり方については、今後検討していくこととして、皆さんご参加いただけるということでよろしいか。
- 委員 各種団体には案内をした方がいだろう。
- 委員長 やり方はお任せする。スケジュールの確認だが、議会への提出はどのようになるのか。
- 企画課長 手続きとしては、総務企画観光常任委員会に条例案を報告した後、町長から本会議に提出をする。先ほども申し上げたとおり、新規条例は基本的に付託となるので、付託期間に議論が交わされることとなる。
- 委員長 皆さん、他にはよろしいか。
- 事務局 先ほど話が途中になってしまったが、任期の延長についてはいかがだろうか。現行の「公布の日まで」を条例の効力が発生する「施行の日まで」にしてよろしいかご検討をいただきたい。
自治基本条例に今まで携わっていただいた皆さんには、最後まで見届けていただきたいというのが事

務局としての気持ちである。

今後は、例えばパブリックコメントや行政評価などの制度整備、また、逐条解説はほぼできているが、それを運用マニュアルレベルにまで引き上げていくので、条例の周知チラシなどと合わせて、町民の目線でチェックやご指摘などもしていただくと大変ありがたいと思っている。

企画課長 あくまで事務局の考えである。負担のない範囲でお願いしたい。

委員長 主には、まちづくり懇談会の実施、運用マニュアル、チラシの確認ということだが、皆さん3月末までということによろしいか。

委員 いいと思う。

委員 せっかく参加したので、チラシなどは共に作っていく方がいい。

委員長 では、3月末までということによろしいか。

全委員 異議なし。

4 その他

委員長 それでは、議題3はその他ということであるが、何か質問等あるだろうか。

全委員 特になし。

副委員長 委員の皆さん、ご苦労さまでした。この自治基本条例では、行政や地域住民、有志だけでは進まないものを定めていくが、気持ちを新たにして進めていきたい。それでは第17回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会を閉会する。